

データベースを使う前に

文献とは：図書、雑誌って？

著作権：複写できる条件？

OPACの検索・雑誌(復習)



◆ 図書

- ① 一冊完結の出版形態
- ② 専門分野の基礎知識をまとめたもの
- ③ 出版までに時間を要する



◆ 雑誌

- ① 同じタイトルで継続的に発行され巻号が付与される
- ② 1冊に複数の記事や論文が掲載されている
- ③ 図書に比べて情報が早い



文献の種類と著作権(1)

著作権: 著作者の死後70年まで保護される
複写の際は、著作権者の許諾が必要

許諾なく図書館が所蔵資料を複写できる条件

- ・複写の目的が「調査研究」であること
- ・複写箇所が「著作物の一部分であること」
- ・複写物の提供は「一人につき一部であること」

(著作権法 31 条 1 項 1 号)

文献の種類と著作権(2)

-許諾なしで複写できる範囲-

図書



著作物の**半分**まで
複写可

※複数の著者が執筆している
場合は、**個々の著作の半分**まで

例)

中国考古学論叢：古代東アジア社会への多角的
アプローチ / 大貫静夫**編**。-- 同成社, 2021.

文献の種類と著作権(3)

許諾なしで複写できる範囲

雑誌



新聞



定期刊行物

最新号は複写不可

発行後相当期間*経過後
1著作全体の複写可

*発行後相当期間とは
次号が発行されるまでの間
または発行後 3 か月

文献の種類と著作権(4)

許諾なしで複写できる範囲

電子リソース



電子版資料は
紙媒体と**同じ扱い**

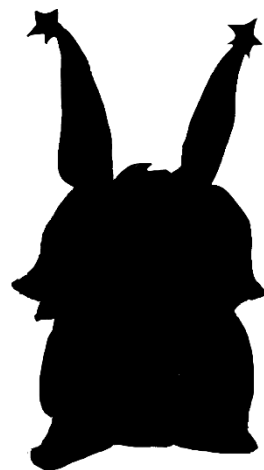
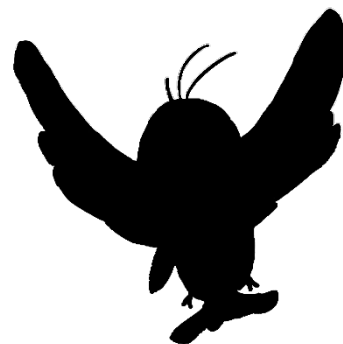
電子ジャーナル → 雑誌
電子ブック → 図書

注意

外国語の多読本(Maruzen eBook Library等)
ダウンロード時も同じルールが適用されます！

復習

館内の雑誌を検索する方法



◆参考文献リストの見方 (SIST 02)



図書の場合

熊倉功夫 日本^の食^の近^未来[。] 思文閣出版, 2013, 249p.

著者名

書名

出版者

出版年

総ページ数

雑誌の場合

著者名

論文名

ジェレミー バーリン. カンガルーは愛すべきシンボル?

ナショナルジオグラフィック. 2019, vol.25, no.2, p.96-113.

雑誌名

出版年

巻号

ページ

<一覧画面>

蔵書検索

その他のタブ

+ 検索画面を開く

? マイフォルダとは

? 検索アラートとは

★ 検索条件を登録

🔔 検索アラートに登録

絞り込み検索

書誌検索結果一覧 1件~20件 (全117件)

印刷

簡易表示 詳細表示

資料種別

図書 (111)

雑誌 (1)

視聴覚資料 (5)

所蔵館

図書館

- 図書館 (108)

- 学外書庫 (1)

地域研

- 地域研究センタ

室 (5)

研究所

絞り込み検索

資料種別

図書 (111)

雑誌 (1)

視聴覚資料 (5)

絞り込み「雑誌」



1 2 3 4 5 6 次へ >>

文献管理

出版年降順

20件

ぐる裏の美術史

美訳. -- 日経ナショナルジオグラフィック,

ショナルジオグラフィ

<一覧画面>

蔵書検索

その他のタブ

+ 検索画面を開く

? マイフォルダとは

? 検索アラートとは

★ 検索条件を登録

🔔 検索アラートに登録

絞り込み検索

絞り込み条件

資料種別

✖ 雑誌

所蔵館

図書館

- 図書館 (1)

資料形態

印刷物 : 印刷物一般 (1)

雑誌検索結果一覧 1件~1件 (全1件)  印刷

簡易表示 詳細表示

全て選択

 ブックマーク

 タグ

 出力

 メール

 文献管理

出版年降順 ▾

20件 ▾

1



National geographic = ナショナルジオグラフィック

雑誌

日本版. -- 創刊前特別[0]号 ([1994])- . -- 日経ナショナルジオグラフィック社, 1994.

全て選択

 ブックマーク

 タグ

 出力

 メール

 文献管理

 検索結果一覧を印刷

▲ このページのTOPへ

<詳細画面>

書誌詳細



▲ 検索結果一覧へ戻る



National geographic = ナショナルジオグラフィック

日本版. -- 創刊前特別[0]号 ([1994])-. -- 日経ナショナルジオグラフィック社, 1994. <SB00278177>

登録タグ: 登録されているタグはありません

便利機能: ブックマーク タグ 出力 メール 文献管理

▶ 詳細情報を見る

雑誌URL: <https://lib-opac.jim.nanza>

一括所蔵一覧 1件~1件 (全1件)

巻号をクリックすると所蔵詳細をみることができます。

雑誌は巻号をクリックして
所蔵一覧を表示しないと
配置場所がわかりません!
必ずここをクリック!!

10件 ▼

No.	所蔵館	請求記号	巻号	年月次	購読状況	
0001	図書館	Z 290 N57	1(7-9), 2-5, 6(1-11), 7-29	1995-2023	受入継続中	
0017	25(1-6)	2019.01-2019.06	図書館 B1F_雑誌 (製本)	Z 290 N57	Z00570491	0件 予約

<詳細画面 拡大>

①巻号一覧をクリック

請求記号	巻号	年月次	購読状況
Z 290 N57	1(7-9), 2-5, 6(1-11), 7-29	1995-2023	受入継続中



②詳細な画面を確認



25(1-6)	2019. 01-20 19.06	図書館	B1F_雑誌 (製本)	Z 290 N57
---------	-------------------------	-----	----------------	-------------

25巻2号 = 25(2) は
25(1-6)として1冊に製
本されている

25巻2号は
図書館の「B1F 雑誌(製本)」の棚
請求記号「Z||290 ||N57」にある

文献入手までの流れ

どのような
文献があるか
調べる



目的の文献が
図書館
(南山大学内)に
あるか

Yes



・図書館(研究所センター-図書室)
で利用する
・電子リソースを利用する

今回の講習の内容

No



・他大学から文献を取り寄せる
・公共図書館、他大学図書館を
利用する
・図書館へ購入希望の申込みを
する
・自分で購入する

- ・OPAC(学内蔵書検索)
- ・電子リソース(DB・eBook)
- ・本や論文の参考文献
- ・授業で使用した資料

- ・OPAC検索
- ・電子リソースの検索



「サーチエンジンじゃ、だめなの？」

サーチ
エンジン

代表

Google

vs.

CiNii

	Google	CiNii
利用対象者	不特定多数	南山在籍者なら誰でも
情報源	不特定多数	信頼できる情報源
情報量	不要なものも膨大	学習に適した量
検索結果の内容審査	検索者自身の判断	プロによる判断
情報提供の継続性	なし	あり

サーチエンジン ⇒ 情報量は圧倒的だが、質の保証はない。
情報の信頼性は、各自の判断による

CiNii Research ⇒ **学術研究**における利用を対象にした
信頼性の高い情報を得られる



2025
8/13
[水曜日]
9:00~20:00
📅 カレンダー ▶

蔵書検索 (簡易検索) | キーワードを入力してください 

▶ 詳細検索

-  OPAC TOP (My Library)
-  電子リソースポータル
-  機関リポジトリ
-  デジタルライブラリー

電子リソースとは
電子ブック・電子ジャーナル・データベースの総称

電子リソースの適切な利用のお願い

NANZAN
UNIVERSITY

電子リソ

<大学関係者の皆さま>

学外から利用する場合は、右のログイン
また、利用終了時には必ず右のボタン

⚠ 注意事項 (Points to note)

はじめて電子リソースを利用する
各提供元が定める利用規約・条件
該サービスの利用を停止されたり
ます。

■一般的な禁止行為

- (1)個人の学習、教育、研究目
- (2)自動プログラム等による一
- (3)個人利用の範囲を超える手
- (4)特定の電子リソースの系統
- (5)ダウンロードしたデータの
- (6)著作権者への許諾なしに検
- (7)その他、著作権法、利用規

*それぞれの提供元により各サイ
ません。

また、大学では提供元と有料の利用契約を締結することによって電子リソースが利用できます。これが、悪意か単なる不注意かにかかわらず、不適切と見なされる行為によって利用できなくなれば、大学の構成員が被る不利益は甚大です。利用者の皆さんが陥りがちな不適切行為と注意事項を「[電子リソースの不適切な利用について](#)」としてまとめましたので、必ずお読みください。

電子リソースの不適切な利用について

電子リソースは大変便利かつ有益であり、それだけに無自覚に過度な利用をしかねず、メリットと隣り合わせの危険が潜んでいるともいえます。たとえば、ダウンロードが技術的に可能であっても、著作権法や利用条件上、すべてのものが無制限に認められるとは限らないことは理解しておくべきです。著作権法をはじめ電子リソースの各提供元が定める利用条件（利用規約やTerms and Conditions、Terms of Use等）は遵守しなければなりません。また、悪意は無くとも意図せず大量ダウンロードや不適切な利用と見なされるケースが近年増えてきていますので、留意してください。

1) 著作権法の基本的理解

著作権法第31条においては図書館の複製可能範囲は「著作物の一部分」と規定されており、この「一部分」を一般的には「半分まで」と解され、運用されています。紙媒体のみならず電子媒体においても一般に同様の「著作物」として取り扱われることから、同じ解釈に基づき、電子リソースの利用におけるダウンロードなどが複製相当として制約されます。どのような著作物も著作権があり、著作権法で権利が保護されています。提供されているものを自分の好き勝手に利用してよいわけではないことをしっかりと認識してください。